

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2021(令和3)年度
2号(通算390号)
(令和3年5月27日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に
事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・
全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、
ならびに都道府県・指定都市社協に電子メー
ルにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

- I. 障害福祉制度・施策関連情報
 - 1. 【厚労省】社会保障審議会 障害者部会（第109～111回）が開催される
～障害者総合支援法の施行3年後の見直しに向けたヒアリングが終了～ 1
 - 2. 【厚労省】障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が開催される
～取りまとめに向けた議論を行う～ 2
 - 3. 【厚労省】事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」 2
 - 4. 【内閣府】事務連絡「社会福祉法人等の福祉施設等の指定福祉避難所としての活用に関する協力依頼について（依頼）」 2
 - 5. 【厚労省】事務連絡「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）」 3
- II. その他の関連情報
 - 1. 【障連協】令和3・4年度 障害関係団体連絡協議会 新役員体制のお知らせ 4
 - 2. 【全社協】「国際交流・支援活動会員」のご案内 5

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚労省】社会保障審議会 障害者部会（第109～111回）が開催される～障害者総合支援法の施行3年後の見直しに向けたヒアリングが終了～

社会保障審議会 障害者部会（部会長：菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授）は、5月14日に第109回、5月17日に第110回、5月24日に第111回部会を開催しました。

4月19日開催の第107回部会以降、平成30年4月に改正された障害者総合支援法の施行3年後の見直しに向けた関係団体のヒアリングが計5回にわたり実施され、46団体が意見を表明しました。今後、6月以降は個別論点について議論が行われ、11月～12月を目途に報告

書のとりまとめがなされる予定です。

当日のヒアリング資料等につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

2. 【厚労省】 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が開催される～取りまとめに向けた議論を行う～

4月26日に第5回、5月21日に第6回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会（部会長：駒村 康平 慶應義塾大学教授）が行われました。第5回では各ワーキンググループ（WG）における議論等の整理の報告やWGで整理された論点に沿った意見交換を行い、第6回では報告書のとりまとめに向けた議論が行われました。

次回、第7回検討会（6月4日開催）が最終開催となり、雇用施策と福祉施策の連携強化に向けた対応策を中心に具体的な方向性について、報告書を取りまとめることが予定されています。

検討会、ワーキンググループの資料等は、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

- ① 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14599.html
- ② （第1WG）障害者の就労能力等の評価の在り方について
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126985_00006.html
- ③ （第2WG）障害者就労を支える人材の育成・確保について
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126985_00007.html
- ④ （第3WG）障害者の就労支援体系の在り方について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15534.html

3. 【厚労省】 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」

厚生労働省は、5月21日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」を発出しました。新型コロナウイルスに係るワクチン接種に関する人員配置基準や加算の取扱いについて詳細が示されています。

通知詳細につきましては、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚労省 HP】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000783192.pdf>

4. 【内閣府】 事務連絡「社会福祉法人等の福祉施設等の指定福祉避難所としての活用に関する協力依頼について（依頼）」

内閣府は、5月20日に事務連絡「社会福祉法人等の福祉施設等の指定福祉避難所としての活用に関する協力依頼について（依頼）」を発出しました。

福祉避難所については、障害のある人等は、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことから一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ避難したいとの声や、福祉避難所を指定避難所として指定することを望まない理由として、指定

すると受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見があります。

これを踏まえ、5月10日に災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されるとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改正されました。

また、自治体において指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能となっています。

これらを踏まえ、内閣府では、高齢者、障害者の福祉施設等においては、市町村から指定福祉避難所としての指定依頼があった場合には協力をいただくよう呼びかけています。

通知詳細につきましては、下記セルフ協ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【セルフ協 HP】 https://www.selp.or.jp/general/activity/disaster_support/5/131

5.【厚労省】事務連絡「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）」

厚生労働省は、5月25日に事務連絡「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）」を发出しました。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードとなっています。今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定とされています。

こうしたことから、厚生労働省では、福祉施設等に対して、職員等のマイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について呼びかけを行っています。事務連絡では、福祉施設等における取り組みにあたって、下記の情報や留意事項を掲載していますので、ご参照ください。

取り組みにあたっての情報・留意事項（抄）

1. マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

(1) 関連するリーフレットについては、下記 URL からご確認ください。

- ・「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
(https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_moshikomi.pdf)
- ・「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
(https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_a3.pdf)
- ・「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」
(https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_yokatta_a3.pdf)

※別添資料として、「業界団体・個社におけるマイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例」をお送りいたしますので、あわせてご参照ください。

(2) 令和3年3月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、市区町村では、カードの交付

申請について、会社等に赴く方式を実施しています。ご興味がある場合は、市区町村のマイナンバーカード担当課にご相談ください。

(3) 以上のほか、施設の実情に応じ、職員等に対し、効果的な呼びかけ等を行ってください。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省HP（※1）で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、施設等においても、職員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります（※2）。職員等には、資格取得届等に記載したマイナンバーの誤りがないことを提出前に確認するよう、ご周知ください。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

II. その他の関連情報

1. 【障連協】令和3・4年度 障害関係団体連絡協議会 新役員体制のお知らせ

全国社会福祉協議会の構成組織の一つであり、障害当事者や家族を中心とした20の全国団体が参画する障害関係団体連絡協議会は、令和3年5月21日、令和3年度第1回協議員総会を開催し、令和3・4年度の役員体制を決定しました。新たな役員体制は以下のとおりです。

令和3・4年度 障害関係団体連絡協議会 役員名簿 (敬称略)

役 職	氏 名	所属団体・役職
会 長	阿部 一彦	日本身体障害者団体連合会 会長
副会長	井上 博	日本知的障害者福祉協会 会長
副会長	久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長
常任協議員	石橋 吉章	全国肢体不自由児・者父母の会連合会 副会長
常任協議員	大瀨 眞	全国脊髄損傷者連合会 代表理事

常任協議員	田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会 専務理事
常任協議員	唯藤 節子	全日本ろうあ連盟 理事
常任協議員	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
常任協議員	飯塚 善明	日本身体障害者団体連合会 常務理事
常任協議員	橋井 正喜	日本視覚障害者団体連合 常務理事
監 事	黒岩 嘉弘	日本肢体不自由児協会 常務理事
監 事	長谷川 三枝子	日本リウマチ友の会 会長

2. 【全社協】「国際交流・支援活動会員」のご案内

全国社会福祉協議会では、国際交流・支援活動を活動面・資金面で支えていただくために「国際交流・支援活動会員制度」を設けております。困難に向き合うアジアのソーシャルワーカーの活動を支えるため、国際交流・支援活動へのご理解・ご協力をお願いいたします。活動の詳細につきましては、全社協ホームページより動画等をご覧ください。

【全社協 HP】 <https://www.shakyo.or.jp/bunya/kokusai/member.html>